

議案第14号

新居浜市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年2月28日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市水道事業給水条例の一部を改正する条例

新居浜市水道事業給水条例（平成10年条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

835円
1,545円
32,345円
8,350円

「

1,110円
1,785円
45,300円
11,000円

「

100円
120円
145円
100円
145円
145円
90円
110円

「

133円
172円
185円
180円
185円
185円
120円
125円

」を 「」に、 「」を 「」に改

め、同表備考中「40円」を「53円」に、「120円」を「159円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日前から継続して供給している水道の使用に係る水道料金のうち、令和4年10月分以後のものとして徴収する水道料金について適用し、同月分前のもので徴収する水道料金については、なお従前の例による。

提案理由

水道料金について、基本料金、従量料金等の額を改定するため、本案を提出する。